令和2(2020)年度 研究拠点形成事業(A. 先端拠点形成型) 中間評価資料(進捗状況報告書)

1. 概要

研究交流課題名	流動化するグローバルなリベラル秩序におけるEU(欧州連合)と日本:地域間研究の		
(和文)	拠点形成		
日本側拠点機関名	早稲田大学		
コーディネーター	政治経済学術院/地域·地域間研究機構 教授		
所属部局・職名・氏名	中村英俊		
	国名	拠点機関名	コーディネーター所属部局・職名・氏名
	ベルギー	ブリュッセル自由大	Institute d'Etudes Europeennes · Professor ·
		学(ULB)	Anne WEYEMBERGH
	ドイツ	ベルリン自由大学	Center for European Integration • Professor /
		(FUB)	Director of the Center for European
相手国側			Integration · Tanja A. BORZEL
	イギリス	ウォーリック大学	Department of Politics and International
		(UW)	Studies • Professor • Christopher William
			HUGHES
	ニュージ	カンタベリー大学	National Centre for Research on Europe •
	ーランド	(UC)	Professor / Director • Martin HOLLAND

2. 研究交流目標

申請時に計画した目標と現時点における達成度について記入してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申請時に予定していた共同研究の実施、セミナーの開催及び 研究者交流等が困難又は延期せざるを得なかった場合、当初目的の達成に向け代替的に行った取組があれば、 その成果も含めて記入してください。

○申請時の研究交流目標

第二次世界大戦後に築かれた「グローバルなリベラル秩序」が、ロシアや中国の台頭だけでなく、2016年に英米で起きた出来事(Brexit 国民投票とトランプ大統領選勝利)によって流動化した。他方、リベラルな政治・経済の諸価値を共有する EU(欧州連合)と日本は、自由貿易協定(FTA)および戦略的パートナーシップ協定(SPA)を締結した(申請時には交渉の最終盤だったが成功裏に締結した)。4つの幅広い研究分野の一環として日 EU 関係の理論的・実証的研究を深めることで、政治学・国際関係論の学問分野において「地域間研究(Inter-Regional Studies)」という新分野を築き、その世界的拠点を形成することが本研究交流の目標である。EU・ヨーロッパ統合研究者の国際ネットワークを強化するだけでなく、アジア太平洋の地域研究者も組み入れて研究交流を重ねることで「地域間研究」拠点を形成したい。

本事業では、本学がこれまで研究交流・共同研究を進めてきた 1.ブリュッセル自由大学(ULB)、2.ベルリン自由大学(FUB)、3.ウォーリック大学(UW)、4.カンタベリー大学(UC)との間のネットワークを強化し、ベルギー、ドイツ、イギリス、ニュージーランド各国内および周辺国の他研究機関とのネットワークも構築する。当面は各研究拠点との間で、4つの分野ごとに研究部会(WG)を設けて共同研究を本格的に進めたい。4

つとは、1.3-ロッパ統合とアジア地域主義の比較研究(WG1)、2.リベラルな規範の伝播メカニズム研究 (WG2)、3.国際アクター論による日本と EU の比較研究(WG3)、そして 4.EU の FTA 戦略の比較研究(WG4) である。また、本学と ULB の間で実施中のコチュテル(両大学教員の合同研究指導による博士学位授与プログラム)を雛型に、本交流計画を通して若手研究者を育成することも重要な目標である。

○目標に対する達成度とその理由

上記目標に対する2カ年分の計画について

※延長対象課題の令和元年(平成31年)度事業については、延長期間終了日までの状況を踏まえること。

- ■十分に達成された
- □概ね達成された
- □ある程度達成された
- □ほとんど達成されなかった

【理由】

目標が十分に達成されたと自己評価する理由として次の諸点があげられる。

- 1)海外研究拠点との研究協力体制が構築され、コロナ禍に飲み込まれる直前まで、活発な研究交流活動を展開することができた。ULB(ベルギー)、UW(イギリス)、FUB(ドイツ)、UC(ニュージーランド)との研究交流活動は活発で、日本側拠点や海外拠点に新たな参加者も加えて、相互訪問やワークショップを重ねながら、共同研究を深めることができた。
- 2) ベルギー拠点 (ULB) は 2020 年まで 4 年間、EU 研究総局のマリ・キュリー国際共同研究プロジェクト (MSCA: GEM-STONES)を実施していたので、その終盤に多くの資源を本事業のために割くことができた。 ドイツ拠点 (FUB) は 2019 年 10 月から成功裏に DFG の大型研究プロジェクト (Exzellenzcluster 2055:

Contestations of the Liberal Script (SCRIPTS))を獲得して、本事業を進化させる基盤を強化している。イギリス拠点は UW だけでなく他機関(オックスフォード大学、キングスカレッジ・ロンドン、ケント大学)が本事業との連携に多様な資源を割いている。ニュージーランド拠点(UC)は複数の EU による Erasmus+プロジェクトを本事業と連携して運営している。

- 3) 申請時に設定していた 4 つの研究部会を若干組み直した。海外拠点との研究交流をとおして、3 つの理論研究部会(①「比較地域主義研究」、②「規範伝播研究」、③「比較アクター論」)に加えて、新たなテーマ別の事例研究部会を立ち上げる形で、共同研究を展開している。新たなテーマ別事例研究部会としては、主としてベルギー側拠点との研究交流に基づいて「持続可能な開発目標(SDGs)と規範の伝播」や「日 EU間の刑事司法協力」を立ち上げた。それぞれの研究部会で、有意義な共同研究や研究者交流を展開できた。
- 4) 新規設置の 2 つの研究部会でも、ワークショップやセミナーなどの研究交流活動をとおして共同研究が 急速に深まり、早速、共編著の書籍出版などの出版計画が具体化している。謝辞で本事業による研究だと明 記したものに限っても、国際的な査読誌に論文 2 本を公刊して、本事業セミナーを含む国際ワークショップ や学会などでの研究報告は合計 96 に及んでいる。フルペーパーの多くは論文として国際的査読誌などに投稿・寄稿される。
- 5)「地域間研究」という新分野を築くべく、本事業の開始とともに英文学術雑誌 *Journal of Inter-Regional Studies* を毎年刊行し続けている。海外拠点メンバーを加えた国際編集委員会(International Board of Editors)を形成し、査読審査や編集に関する助言を得ている。
- 6) 中長期(3か月以上)にわたる研究者交流や共同研究について、日本側研究拠点の若手研究者2名を海外研究拠点が受け入れ、海外研究拠点からの若手研究者5名を本学が受け入れた。

7) 上記 7 名のうち、ベルギー側拠点メンバーとして本研究事業に参加している若手研究者 1 名が、コチュテル制度によって ULB と早稲田大学から博士号を取得することができた。日本側拠点の若手研究者 1 名は、コチュテル制度による共同研究指導を視野に入れた研究者交流を ULB 教授との間で始めた。

以上のような多面的な研究交流活動を通じて、本事業への参加者は本学の地域・地域間研究機構(ORIS)において「地域間研究の拠点」を着実に形成しつつある。

3. これまでの研究交流活動の進捗状況

- ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申請時に予定していた共同研究の実施、セミナーの開催及び研究者交流等が困難又は延期せざるを得なかった場合、代替的に行った取組があれば、その内容及び成果も含めて記入してください。
- (1)これまでの研究交流活動(延長対象課題の令和元年(平成31年)度事業は延長期間終了日まで)について、「共同研究」、「セミナー」及び「研究者交流」の交流の形態ごとに、派遣及び受入の概要を記入してください。 ※各年度における派遣及び受入実績については、「中間評価資料(経費関係調書)」に記入してください。

〇共同研究

【概要】

本事業は現在、以下6つの研究課題・研究部会を設定している。

- R1「比較地域主義研究:ヨーロッパ統合とアジア地域主義の比較研究」
- R2「規範伝播研究:リベラルな規範の伝播メカニズム研究」
- R3「比較アクター論:グローバル・アクターとしての EU と日本の比較研究」
- R4「比較 FTA 論: EU の FTA 戦略の比較研究」
- R5「地域間研究: グローバルなリベラル秩序における地域間関係としての日 EU 政治関係の理論的・実証的研究」
- R6「持続可能な開発目標 (SDGs) をめぐる規範の伝播」

本事業が申請書で予定していた 4 つの研究部会は、それらを本事業開始時に上記 6 つの研究課題に再編して研究交流活動を展開している。本事業初年度前半に国内および相手国の参加研究者とともに、共同研究の体制を構築し、今後の具体的工程表を作成した。2018 年 5 月中旬には日本側参加研究者(16 名が出席)による全体会合を開催した。6 月初旬には、日本側コーディネーターの中村がベルリン FUB を訪問、BACONがブリュッセル ULB を訪問して、両校が主催する大型会議に参加した。ドイツ、ベルギー、イギリスの 3 拠点コーディネーターも半年間に続々来日して、詳細にわたる意見交換を行った。

その結果、最初の3つ(R1、R2、R3)は理論研究部会、そしてR4は理論研究部会を横断しながら特定の事例・テーマに焦点を当てる研究部会と位置づける研究協力体制を構築できた。R5は「地域間研究の拠点」形成のための統括的役割を担う部会として、R6は重要な事例・テーマを扱う独立した研究部会として新設した。R6のように独立の研究部会を設定はしていないが、R1からR3までの理論研究部会の内部にも、実質的に独立した事例・テーマに関して本格的な共同研究を展開している場合もある。

本事業は、上記 6 つの課題に関連して、各拠点メンバーの研究者・若手研究者(大学院生)の国際共同研究を促進して、成果の報告・公刊を進めることを中心的な課題の一つとしており、2 事業年度内に、以下のように進展して、具体的な成果を生み出すことができた。

R1 については、ベルギー側拠点コーディネーターの Anne WEYEMBERGH (ULB) が Frederik PONJAERT

と共に2018年7月に来日するなど、頻繁な相互訪問を重ねて共同研究が進んだ。ULBはEUの大型国際共同プロジェクト(GEM-STONES)の拠点校として、その資源の多くを本事業にも割いてくれた。

理論研究部会として共同研究が進捗しただけでなく、ベルギー側拠点との間で事例・テーマに焦点を当てる複数の共同研究が進んでいる。後述する R6 は第2事業年度からは独立した研究部会と位置付けたが、それ以外にも以下のような共同研究が展開している。

第1に、本研究課題にとって最重要の事例といってよい「日本と EU の関係」について、セミナーなどで各国拠点メンバーの研究成果を報告する機会を設けた。その研究成果の一つとして、日本側メンバーの中村民雄は日本 EU 学会で「日欧戦略的パートナーシップ協定(SPA)の法的意義」と題する報告を行い、それに基づく日本語論文は『日本 EU 学会年報』最新号に公刊される(2021 年 6 月)。

第2に、ベルギー側拠点のAnne WEYEMBERGH (ULB) は日本側拠点の松澤伸(早稲田大学)とともに「日EU間の刑事司法協力」をテーマとした共同研究を進めるべく研究者交流、ワークショップなどを重ねた。両国側で国際刑事法を専門とするメンバーを加えた共同研究は実質的に大きく進展して、同テーマによる出版企画が具体化している。この共同研究の基盤となる論文は、日EU刑事共助協定を事例に「規範伝播研究(R2)」や政治学・国際関係論を専門とするメンバーの研究業績とも接点を持つ内容で、欧州刑事法の専門誌に公刊された。日本・ベルギー両拠点のメンバーによる草稿は出揃っており、英文学術誌特集号あるいは共著書として公刊されるだろう。

第3に、インフラ投資などを担う地域機構間の競合や協力をテーマにした共同研究に関しては、ベルギー側の Frank MATTHEIS が来日し、日本側参加研究者とともにワークショップを開催、後者のベルギー訪問など研究者交流を重ねながら共同研究を展開している。

第4に、和解・記憶をテーマとした共同研究については、初年度にセミナーで3拠点のポスドク研究者が成果を報告するなど、個別研究テーマを具体的な共同研究テーマにすべく研究者交流を進めている。

第5に、2020年3月にベルギーで協力機関のKULと共催したワークショップでは「連結性(connectivity)」を鍵概念とした共同研究を進めることになり、まず、気候変動・エネルギー問題を事例とした共同研究の基盤を作ることができた。

R2 については、ドイツ側拠点コーディネーターの Tanja BORZEL が Verena BLECHINGER-TALCOTT と共に 2018 年 4 月中旬に来日して、日本側からは中村英俊が SHU と共に 6 月初旬にベルリンで開催された国際会議に出席した。後者は BORZEL が Thomas RISSE と共に FUB で 11 年間続けてきた大型研究プロジェクトが主催する最終の大規模会議だった。同プロジェクトが世界的な研究成果をあげた研究テーマの一つが「規範伝播研究」である。FUB が「リベラルな規範の多義性・論争性」をテーマとした新規大型プロジェクトの立ち上げを検討している中で、本拠点は FUB との連携強化に資する共同研究活動を展開した。2018 年 10 月末に BORZEL と RISSE が来日した際に開催した本事業セミナーにおいて、日本側拠点のBACON と中村が共同ペーパーを執筆して研究成果を報告した。暫くして Journal of Common Market Studies (Q1 学術誌) に投稿した論文 (Diffusing the Abolitionist Norm in Japan: EU 'Death Penalty Diplomacy' and the Gap between Rhetoric and Reality in EU-Japan Relations) は査読を経て公刊された。

2019 年度末に FUB は「リベラルなスクリプトをめぐる諸論争 (SCRIPTS)」というテーマで、DFG の大型研究費 Cluster of Excellence を成功裡に獲得した。2020 年 2 月にベルリンで開催された SCRIPTS のキックオフ・シンポジウムには日本側拠点コーディネーターが参加して、既に進行していた共同研究を深めるための人的基盤の構築 (増築) に着手することができた。

R3 については、イギリス側拠点コーディネーターの Christopher HUGHES が 2018 年 7 月末に来日して、ワークショップなども開催して新たな共同研究体制を確立した。グローバルなリベラル秩序の流動化およ

び、EU 離脱(ブレグジット)交渉後の英 EU 関係に関する現状分析と合わせて、国際アクターとしての EU と日本の比較研究を深めることを目的とした共同研究の一部は、HUGHES が編者の一人として企画した Axel Berkofsky, Chris Hughes, Paul Midford and Marie Söderberg (eds.) *The EU-Japan Partnership in the Shadow of China: The Crisis of Liberalism* (Routledge, 2019)として公刊された。同書に所収された BACON と中村英俊の共同論文は比較アクター論の観点から執筆され、HUGHES との密接なやり取りを経たものである。

2019 年 3 月末にはイギリス側の協力機関から 2 名が来日して研究者交流を深めた。特に 24 日間滞在した Richard WHITMAN(ケント大学)とは本事業に直接関係する国際ワークショップも開催し、「国際アクター」概念による日本と EU を比較する共同研究を開始することができた。これは Erasmus+の研究プロジェクト(NORTIA: Network on Research and Teaching in EU Foreign Affairs)の財政支援を受けたものだが、同じイギリス側拠点の研究者たちは 2021 年 3 月から後継プロジェクト(RENPET: Reconceptualising European Power in an Era of Turmoil)を成功裡に開始している。

2019年9月にはイギリス側拠点(UW)が「ブレグジット後の日EU・日英関係」をテーマとしたセミナーを主催し、国際アクターとしての日本・EU・イギリスの比較研究をイギリスおよびベルギー側参加者が研究成果を報告して、更なる共同研究のための基盤が構築された。

R4 については、本事業初年度は相手側(ニュージーランド)のファンド不足などの理由から研究態勢が十分に整わず、当初研究テーマ(比較 FTA 論)に沿った十分な研究交流は滞り気味だった。しかし、研究テーマに弾力性を設けて、ニュージーランド側拠点コーディネーターの Martin HOLLAND と日本側メンバーの BACON との共同研究を促進するための Erasmus+の研究プロジェクト (EXPECT: Renewal versus Global Disruption – Asia's Expectations of the EU)を 2019 年 10 月から成功裡に開始すると、実質的な研究者交流や共同研究が進展することになった。また、UC が中心的に The European Union Studies Association Asia Pacific (EUSAAP)の開催準備を進めて、若手研究者の交流を促進するための準備も進んだ。

R5 については、本研究交流課題の根幹をなす「地域間研究」という新たな研究分野を築くために、 Journal of Inter-Regional Studies を毎年発行し続けている。本誌では、海外拠点のコーディネーター(4名)と一部参加研究者(5名)を加えた International Board of Editors を設置して(本事業初年度)、編集過程に おいて海外拠点メンバーと密接に連絡を取り合うことにより、査読プロセスの実質化など、本誌の学術的 価値のさらなる向上に寄与するための体制構築が進んだ。2018 年度からの3年間で、12本の投稿論文を厳格な査読にかけた(3本を採用、研究ノートでの掲載2本、リジェクト5本、取下げ2本)。

この総括部会の枠内でも共同研究を重ねていく基盤を構築することができた。特に、日本側拠点からの中長期留学・派遣および海外拠点からの中長期留学の受け入れをとおして、若手研究者が本研究テーマに関する共同研究を進め、学会やワークショップなどで研究成果を報告する機会を得た。

R6は、本事業初年度にはR1の枠内でベルギー側拠点(ULB)との間で具体的な共同研究テーマを策定、2年度目から独立した研究部会と位置付けた。この共同研究には、日本側から多くのアジア研究者(勝間、黒田、千葉、ラジャイほか)が、ベルギー側から多くのヨーロッパ研究者(BRIBOGIA、PONJAERT、AHMED HASSIM ほか)が参加して研究者交流を重ねている。

持続可能な開発目標(SDGs)をめぐる規範が、ヨーロッパ・アジアの地域間においてどのように伝播するのかをテーマとして、両拠点においてワークショップやセミナーを複数回開催した。これら研究者交流と共同研究の成果は、当該テーマに関する共著書の出版企画に繋がり、各章の執筆・加筆修正が進んでいる同書はRoutledge 社から出版される予定である。

Oセミナー

	平成30年度	令和元年度
国内開催	2 回	1 回
海外開催	1 回	3 回
合計	3 🗇	4 回

【概要】

過去2事業年度には、日本側拠点で3回、ベルギー側拠点で2回、ドイツ側拠点で1回、イギリス側拠点で1回の合計7回のセミナーを開催した。

平成 30 年度は、以下 S1 から S3 までのセミナーを開催した。

S1:2018 年 10 月末に本事業のキックオフ・シンポジウムとなるセミナー「流動化するグローバルなリベラル秩序における EU と日本:リベラル規範の伝播」をドイツ側拠点コーディネーターの BORZEL や RISSE、ベルギー側拠点コーディネーターの WEYEMBERGH、他が来日する際に開催した。2 つのパネルを設けて、第1パネルでは「規範伝播」に関する理論的・概念的・実践的な側面から議論を展開して(BACON、WEYEMBERGH が報告、BORZEL、RISSE、松澤、他がコメント)、第2パネルでは「地域間研究」の視点に立って東アジアに関する議論を展開した(浦田がトランプ後の TPP をはじめとした東アジア地域主義の現状に関して、中村英俊が日中韓・北東アジアの安全保障環境に関して研究報告、BORZEL や RISSE 他がコメント)。第1パネルの研究報告はその後、国際的査読誌に掲載される2本の論文となった。

S2:2018年11月には2日間、BRIBOGIA(ベルギー)ほかの来日に合わせてセミナーを開催した。初日は「持続可能な開発目標(SDGs)」をテーマに、第1に持続可能な開発のための教育、第2にSDGs達成を目指す際に脆弱な立場におかれかねない人々の基本的人権の尊重をめぐる議論が展開した。このセミナーは「比較地域主義研究」を理論的な支柱としてR1の枠内で展開したが、「規範伝播研究」(R2)との関連についても議論が及び、今後は独立した研究部会(R6)として新たな共同研究の体制を構築することにした。二日目のセミナーでは、2つの異なるパネルを設置した。第1に、外務省から実務者を招き非公開で開催したパネルは「流動化するグローバルなリベラル秩序における日EU間のEPAとSPA」をテーマとした。外務省欧州局政策課でSPA交渉の一部を知る外務省欧州局政策課の実務家が冒頭の報告をした後、日本側の寺田は保護主義が高まる中でのEPA署名の意義を、ベルギー側のPONJAERTはEPA・SPA 両協定の政治的・制度的な意義を論じた。本事業メンバーだけが参加する環境下で、アゴラ・フォーラム形式(チャタムハウス・ルール)の密度濃い意見交換の場となった。第2のパネルでは、「比較地域主義研究」の視点から「歴史・記憶・和解」をテーマとして学術的な議論を展開できた。加藤(日本)、ZHANG(ベルギー)、BAYOK(ドイツ)の3名のポスドク研究者が報告をして、相互交流を深めるだけでなく、今後の共同研究への示唆に富む内容だった。

S3:2019年3月中旬にブリュッセルにおいて2日連続で開催した年次EU-Japan Forumでは23名の日本側メンバーが参加して、本事業セミナーとして7つの研究パネル、政策討論会、公開講演会を設けただけでなく、冒頭と最後に若手研究者(大学院生)主体のワークショップも用意することができた。本事業初年度のこの時点では、共同研究体制が3つの理論研究部会から成るものに再構築されていたので、7つの研究成果報告パネルも、①比較地域主義研究、②規範伝播研究、③比較アクター論という3つの柱を意識して企画、事例・テーマとしては「日EU間の刑事司法協力」をテーマとするパネルも設けた。これら研究パネルは、中間的な成果発表を行う場や本事業の研究枠組みを固める場などとして機能して、今後の実質的な共同研究を進める礎となった。

開催前の2月1日には日本とEUの間でEPAが発効していたので、それをテーマに比較FTA研究の視座

から、アゴラ・フォーラム形式の政策討論会として実務家と意見交換する機会を設けた。公開講演会では「研究・教育における日 EU パートナーシップ」をテーマに、欧州連合日本政府代表部大使と欧州委員会教育総局長が講演した後、日本拠点メンバーの黒田が司会者として議論のとりまとめ役を担った。これら2 つは、本事業の共同研究の政策論的な妥当性・有用性について、それを実務家との意見交換を通して確認する意義を持った。

本セミナーの1日目午前と2日目夕方には院生ワークショップを開催して、ベルギー側の MATTEIS と PONJAERT、日本側の BACON と中村英俊がリードする形で、日本・ベルギー・ドイツの各拠点における 若手研究者たちに本事業の3つの理論研究部会について理解を深めてもらうことができた。

今和元(平成31)年度には、イギリス拠点、日本拠点、ドイツ拠点、ベルギー拠点が1回ずつセミナーを主催することができた(以下のS1からS4)。

S1:2019年9月中旬イギリス拠点において、ブレグジット後の日EU関係・日英関係をテーマとしたセミナーを実施した。本セミナーはベルギー側の研究者も加えた18名が参加して、特にイギリス側と日本側の参加研究者間の交流および人的ネットワークの構築に大きく寄与した。セミナーの開催時期は、イギリスがEUを離脱するブレグジットの当初の予定日(同年3月末)を過ぎていたがイギリス国内政治の混乱もあり離脱そのものの先行きも不透明であった。そのような状況下、15名の発表者が、ブレグジット後の日EU関係・日英関係について、(1)全体像、(2)政治と安全保障、(3)経済と地域関係の3つのセッション別に各々の研究専門領域の視点から、事前ペーパーを基に報告した。各報告は、セミナー参加者間の活発な議論に発展し、報告者全員が同じ場所に宿泊したので夕食・朝食時も議論を続けることになり、R3に関連するテーマとして研究者交流を継続することになった。

S2:2019年11月初頭に日本拠点が開催した本セミナーには総勢18名が参加した(内訳は、日本12名、ベルギー5名、イギリス1名)。本セミナーは、ベルギー側拠点と日本側拠点による「持続可能な開発目標(SDGs)をめぐる規範の伝播」をテーマとした共著書の出版企画を一歩進んで具体化することを目的として開催された。具体的には、参加者による研究発表を通して、同著書における概念枠組みに対する理解が各章の執筆者間において共有された。また、各章の位置づけの確認や内容に関するインプット・議論が行われた。セミナーの成果として、各章の執筆者と内容などを含む出版計画書のおおよその内容が固まった。また、本共著書出版企画には、日本側の若手研究者(博士課程在学生)2名が参加しており、そのうち1名は、ベルギー側研究者との共著を予定しているため、国際共著および英文出版活動支援という若手の育成効果も得られている。

S3:2020年2月初旬に開催された本セミナーは、ドイツ側拠点による大型共同研究プロジェクト(テーマは「リベラルなスクリプトをめぐる諸論争」)のキックオフ・イベントであり、約200名の参加者のうち、日本から本事業のコーディネーター1名が参加した。ドイツ側拠点のコーディネーターによる本事業の共同研究R2(「リベラルな規範の伝播」)に関連するテーマに関する基調報告を基に、多角的な議論を重ねることができ、新たな研究ネットワークの構築もできた。当初計画していた本事業と密接に関連付けたセミナーこそ開催することは叶わなかったが、ドイツ側拠点の大半のメンバーとの研究交流を深め、次年度以降の具体的な研究交流やワークショップ・セミナー開催について話し合うことができた(もっとも、直後に直面することになるコロナ禍により遅延を余儀なくされた)。

S4:新型コロナウイルス感染拡大を配慮して、2020年3月に予定していたセミナー自体は開催延期を余儀なくされた(ベルギー側拠点が主催する限定的な国際ワークショップは開催でき、研究者交流と共同研究が進捗した)。その後2020年度を通して継続的に渡航制限が課されたため、本セミナーは2020年11月に、ベルギー側拠点主催のWebinarとして規模を縮小して実施した。総勢17名の参加があった(ベルギー

6名、日本11名)。成果として、SDGs と規範の伝播をテーマとした共著書の出版計画書、および各章の相 互関係や共同執筆章に関する協議をとおして、出版計画書の素案がまとまった。

〇研究者交流

【概要】

本事業初年度前半に各国拠点のコーディネーターを中心とした研究者交流を深めて研究協力体制を構築した後、全般的にコーディネーター同士にとどまらない研究者交流を重ねて、日本側および相手国側で参加研究者を適宜追加するなど、より実質的な国際共同研究のための協力体制が構築できた。

ベルギー拠点との間では、特に「比較地域主義研究」、「日 EU 間の刑事司法協力」、「SDGs をめぐる規範の伝播」を研究テーマとした研究者交流が活発に深められた。過去2事業年度で、ベルギー側から延べ18名が来日、日本側から延べ24名が渡白して、本事業セミナーやワークショップで一堂に会して研究成果を報告するなど、研究者交流を深めた。その中でも若手研究者(大学院生)が、日本側から2名(いずれも3か月以上)、ベルギー側から1名(約9か月)、それぞれ長期滞在による濃密な研究者交流を実現した。ベルギー側拠点コーディネーターWEYEMBERGHは現在ULBの国際担当副学長(Vice-Rector for External Relations and Development Cooperation)でもあり、日本側拠点との全般的な研究者交流(大学院生の交流も含む)を推進できる立場にある。

ドイツ側拠点との間では、「リベラルな規範(あるいはスクリプト)の伝播やそれをめぐる論争」という理論的な共同研究を軸とした研究者交流を深めることができた。過去2事業年度で、ドイツ側から延べ12名が来日、日本側から4名が渡独して、本事業セミナーなどで共同研究を展開している。特筆すべきは、ドイツ側から4名の若手研究者が本学に長期滞在したことである(各自の合計滞在日数は227日、215日、211日、196日)。全員がドイツ側 FUBの Verena BLECHINGER-TALCOTTの研究指導を受ける、同氏が研究科長を務める東アジア研究科(GEAS: Graduate School of East Asian Studies)に所属する博士課程学生である。同氏は同時にFUBの国際担当副総長(Vice President of Freie Universität Berlin (VP2))でもある。

イギリス側拠点との間では、「比較アクター論」という理論研究や「ブレグジット後の日 EU 関係・日英関係・英 EU 関係」という事例研究などをテーマにセミナーやワークショップを開催して、研究者交流が深まった。イギリス側から延べ6名が来日、日本側から9名が渡英した。若手研究者の長期滞在はなかったが、日本側の大学院生がイギリス側研究者の一人を博士論文審査委員会メンバー(副査)に加えたり、イギリス側のポスドク研究者を日本学術振興会外国人特別研究員(フェロー)として日本側拠点コーディネーターが受入れたり、実質的な成果もあった。もっとも、2020年3月から長期滞在を計画していた2名のイギリス側若手研究者が、コロナ禍により来日することができなかったことは残念だった。イギリス側拠点コーディネーターHUGHESはUWの教務担当副総長(Pro-Vice-Chancellor: Education)を続けている。

ニュージーランド側拠点と間では、本事業による海外出張での研究者交流はできていない。相手側のファンド不足などが理由だが、ニュージーランド側拠点コーディネーターの HOLLAND と日本側メンバーの BACON は共に Jean Monnet Chair であり長期にわたる共同研究歴がある。ニュージーランド側が 2019 年 10 月から新たなファンドを獲得したので、実質的な共同研究が進展することになった。まだ本事業に特化した相互の渡航は実現していないが、コロナ禍で延長を余儀なくされた UC 主催の国際会議も、2021 年 6 月にはオンライン併用で開催され、日本側の若手研究者 2 名が参加して研究者交流が促進される。

(2)(1)の研究交流活動を通じて、申請時の計画がどの程度進展したか、以下の観点から記入してください。

〇日本側拠点機関及び相手国拠点機関の交流によってえられた、世界的水準の国際研究交流拠点となりうる ような学術的価値の高い成果

ベルギー拠点 (ULB) との間においては、「日 EU 間の刑事司法協力」(R1 の一部)、「SDGs をめぐる規範の伝播」(R6) をテーマとした共同研究を進めることができた。セミナーやワークショップを相互に開催して、中間的な成果報告をして共同研究計画を密接に話し合った結果、研究成果の公刊が具体化している。「日 EU 間の刑事司法協力」の研究成果については、ベルギー拠点コーディネーターと Irene WIECZOREK の共著査読論文が既に公刊されており、ベルギー側研究者と日本側研究者の執筆した論文に基づく英文学術誌特集号ないしは共著書の出版計画が具体化している。「SDGs をめぐる規範の伝播」をテーマとした共同研究の成果は、共著書として Routledge 社から出版予定である(査読は通過)。

ドイツ拠点の FUB が実施してきた大型研究プロジェクト (KFG Research College, 'The Transformative Power of Europe') の最終国際会議に日本側研究者が参加し、本事業のプレゼンテーションを行い、研究協力体制を構築した(2018 年 6 月)。その後 FUB は次期大型プロジェクト(「リベラルなスクリプトをめぐる諸論争 (Contestations of the Liberal Scripts: SCRIPTS)」)を獲得、このキックオフ・シンポジウムに日本側研究者が出席した(2020 年 2 月)。2018 年 10 月末に日本側拠点で実施した本事業セミナーにはドイツ側拠点の研究者が参加し、活発な研究者交流を進めた。ドイツ拠点の BORZEL と RISSE の「規範伝播研究」に依拠して、EU がグローバルに展開する死刑制度廃止という規範伝播の試みに日本社会がどのように応じているかを論じた研究成果として、日本側拠点コーディネーターと BACON の共著論文が Journal of Common Market Studies (Q1 学術誌)で査読を経て公刊された。ドイツ拠点の RISSE は「リベラル国際秩序への挑戦」をテーマとした International Organization 誌 75 周年特集号の編者としても研究成果を公刊しており、今後は本事業との具体的な出版計画を検討中である。

イギリス拠点との間では、「国際アクター」概念を中心とした日本と EU の比較研究、および、ブレグジット後の日 EU 関係・日英関係をテーマとして、セミナーやワークショップを開催している。イギリス拠点の HUGHES や WHITMAN は政治学・国際関係論分野の Q1 学術誌の編集委員(長)も経験しており、本事業 に関する有効かつ実現可能な出版計画を検討中である。具体的には、共同研究の成果を複数拠点の研究者による共著論文として公刊する計画を立てている。

ニュージーランド拠点との間では、同拠点コーディネーターの HOLLAND と日本側の BACON が「アジア諸国の EU 認識」をテーマとした共同研究を展開しており、UC は The European Union Studies Association Asia Pacific (EUSAAP)研究大会を準備している。同拠点との間で当初予定していた「EU の FTA 戦略の比較研究」をテーマとした共同研究も、別拠点の参加者も交える形で進めている。これらの研究成果は順次、論文として公刊される予定である。

〇研究交流活動の成果から発生した波及効果

グローバルなリベラル秩序とトランプ大統領、イギリスの EU 離脱とヨーロッパ統合の新局面、アジア地域における安全保障環境の変化、日本と EU の EPA/SPA 締結・署名・批准・発効、TPP11 署名・批准・発効などが時事的な問題として広く関心を持たれる中、コーディネーターをはじめとする本事業の日本側参加者はメディアへ発信する機会を得た。

早稲田大学地域・地域間研究機構(ORIS)のホームページ内に本事業専用のホームページを立ち上げて、本事業に関連する公開イベントを事前に告知し、セミナーの報告書を事後にアップロードした。多くの公開イベントにおいて、日本側研究拠点の大学院生の参加があった。また、特に「ブレグジット後のイギリス」などの時事的な話題を含む研究イベントには、多くの一般参加者や学生の参加もあった。

ベルギーの拠点(ULB)は、アゴラ(Agora: Advocacy, governmental organisations and research networks associated)・フォーラムという独自イベントを実施して、私たちの研究成果を基に、EU・各国政府あるいは NGO・シンクタンクの実務家たちと意見交換する場を作った。本事業初年度、2019 年 3 月のブリュッセル における本事業セミナーでは、発効したばかりの日 EU 間の EPA をテーマにアゴラ・フォーラムを開催した。日本でも 2018 年 11 月には、SPA 交渉に携わった外交官を招いたセミナーを主催した。

〇若手研究者育成への貢献

- ・若手研究者が身につけるべき能力・資質等の向上に資する育成プログラムの実施及びその効果
- ・日本と交流相手国における次世代の中核を担う若手研究者の研究ネットワーク構築状況

本事業では多くの若手研究者がセミナーやワークショップで報告を行い、研究者交流や共同研究を推進してきた。ドイツ拠点やイギリス拠点の研究者が来日した際には、日本側の若手研究者(大学院生)が自身の研究の報告を行い、コメントをもらう機会も得た。例えば、2018年10月にドイツ拠点のBORZELとRISSEが来日した際には、日本側若手研究者による研究テーマ報告に両教授がコメントする機会を設けることもできた。また2019年2月のベルギー拠点におけるセミナーでは、若手研究者主体のワークショップを設置し、博士後期課程学生6名を日本から派遣した。これにより、本事業の3つの理論研究部会(R1からR3)の理解と、海外拠点の若手研究者との交流を深めてもらうことができた。

本事業により、複数の若手研究者が長期滞在を実現できたことも特筆すべきである。ベルギー拠点から日本拠点に1名が9か月以上、ドイツ拠点から日本拠点へは4名が6か月以上、そして日本拠点からはベルギー拠点に2名が3か月以上の長期滞在を実現、研究者交流や共同研究を深めることができた。

ベルギー拠点の Elisa NARMINIO は、ULB の Julien JEANDESBOZ と早稲田の BACON の合同研究指導を受ける「コチュテル制度」の下で順調に研究を進めて(約 9 か月は日本側拠点に滞在)、両校から博士号を取得することができた。日本側の博士課程学生 1 名も、早稲田と ULB の「コチュテル制度」の下で博士論文を作成・執筆する計画を具体化している。日本側拠点では、他の博士課程学生も、イギリス拠点の研究者を博士論文審査の副査に加えるなど実質的な研究指導が受けられるような、研究者交流や共同研究に関与している。

本学地域・地域間研究機構(ORIS)次席研究員の千葉美奈は、本事業の日本側拠点における日常的業務を担うだけでなく、自らの研究に基づいた実質的な研究者交流や共同研究にも従事している。R6 の共同研究テーマ(「SDGs をめぐる規範の伝播」)では、共同編者の一人として Routledge 社への対応の役割も担っている。同共著書には、日本側やベルギー側の若手研究者が多く寄稿を予定しており、日本側若手研究者とベルギー側研究者の共著による章も予定されている。千葉は、「地域間研究」という新分野を政治学・国際関係論に定位させることを目標とした Journal of Inter-Regional Studies の発行に主要な編集者として携わり、投稿論文の窓口役となり、多くの海外研究者への査読依頼の窓口役でもある。

過去2事業年度内にも、日本側拠点のポスドク研究者の多くが任期付きポストに就いたり、任期付きポストから任期なし(tenured)のポストに異動したり、活躍を続けている。本事業の研究者交流や共同研究にも実質的な貢献を続けている。

日本側の若手研究者が、本事業のセミナーやワークショップの企画・運営に関して、海外拠点の担当者と 日常的なやりとりを実施することは、海外拠点研究者との人的ネットワークを広げる機会にもなっている。 このことは、本事業により形成される「地域間研究」に関する世界的水準の国際研究交流拠点が高度な持続 可能性を有することにも繋がるだろう。

以上のように、次世代の中核を担う若手研究者は交流相手国との研究ネットワークを構築し始めている。

特に R6 の共同研究の展開では、ベルギー拠点 ULB との研究ネットワークが構築され、今後も維持されるだ			
ろう。これと同様に、ポスドク研究者が任期付きポストや任期なしのポストに就いた後、本事業との関連で			
研究ネットワークの構築を試みている。また、日本側の博士課程学生が交流相手国で、交流相手国から長期			
滞在した博士課程学生が日本で、受入れ役のシニア教員のみならず同世代の若手研究者とも研究ネットワー			
クを構築し始めており、そのネットワークは学位取得後も維持されるであろう。			